

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（保障措置に関する改正部分）の施行及び核兵器の不拡散に関する条約第三条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書の発効について

平成 1 1 年 1 2 月 1 7 日
科 学 技 術 庁
外 務 省

先の通常国会で成立し、本年 6 月 1 6 日に公布された「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律」の保障措置に関する改正部分が、1 2 月 1 6 日に施行された。

これは、「核兵器の不拡散に関する条約第三条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書」を実施するための改正を含むものであり、同追加議定書も同日発効した。

（参考 1：保障措置に関する原子炉等規制法の一部改正について）

1. 国際特定活動（遠心分離機の回転胴の製造等「追加議定書」附属書 I に掲げる活動）の届出制度を設ける。
2. 国際原子力機関の指定する者は、内閣総理大臣等の指定するその職員の立会いの下に、「追加議定書」で定める範囲内において、国際原子力機関が指定する場所に立ち入り、必要な物件の検査、試料の収去等を行うことができるものとする。
3. 内閣総理大臣は、その指定する者（指定保障措置検査等実施機関）に保障措置検査（「保障措置協定」に基づく保障措置の実施に必要な範囲内において、国際規制物資の計量及び管理の状況について定期に行う検査）等を行わせることができるものとする。

（参考 2：追加議定書について）

1. イラク及び北朝鮮の核開発疑惑を契機として、保障措置制度を強化し、その効率を改善することによって核兵器の不拡散体制を強化するために作成された。
2. 主な内容としては、
 - ・ 国際原子力機関に提供する情報の拡充（附属書 I に掲げる活動（遠心分離機の回転胴の製造等）が行われる各場所における操業の規模に関する情報等を含む報告をすること等）
 - ・ 国際原子力機関に対する補完的なアクセス（原子力サイト内の場所等）の提供が挙げられる。